

令和 7 年第 8 回赤穂市教育委員会議事録

1 日 時 令和 7 年 8 月 29 日 午後 2 時 00 分

2 場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

3 出席委員

教 育 長	尾 上 慶 昌
教育長職務代理者	大 河 龍 生
委 員	志 水 矛
委 員	井 本 学 明
委 員	宮 本 千 春

4 委員以外の出席者

教 育 次 長	中 田 宗 伯
教 育 次 長	河 本 学
学校給食センター担当参事	正 木 洋 志
総 務 課 長	長 尾 一 史
学校給食センター所長	山 田 善 達
こども育成課長	山 内 陽 子
学校教育課長	杉 山 建 一
生涯学習課長	万 代 充 彦
スポーツ推進課長	岸 本 年 正
文化財課長	荒 木 幸 治
中央公民館長兼市民会館長	三 上 貴 裕
図書館長	狩 川 真 人
書 記	宮 本 寛 子

5 付議事項

- | | |
|----------|--|
| 報告 1 1 | 専決処分の報告について |
| 専第 7 号 | 令和 8 年度使用赤穂市立学校教科図書
の採択について |
| 報告 1 2 | 少年非行概要について |
| 第 24 号議案 | 令和 7 年度赤穂市一般会計補正予算（9 月）
について |
| その他 | (1) 問題行動、いじめ・不登校の状況につ
いて
(2) 赤穂市立学校給食センター施設見学・
試食について |

議事録署名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 大 河 龍 生

署 名 人 宮 本 千 春

令和 7 年第 8 回赤穂市教育委員会議事録

教育長

ただいまより、第 8 回教育委員会を開会いたします。委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

はじめに、令和 7 年第 7 回教育委員会議事録の署名を井本委員と大河委員にお願いします。

(教育長署名後、井本委員と、大河委員の署名)

教育長

次に、教育長の報告を行います。

(教育長 報告)

教育長

次に、赤穂市教育委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、議事録署名人 2 名を次のとおり指名いたします。

大河委員と宮本委員にお願いします。

議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

第 24 号議案については、同規則第 5 条第 1 項第 4 号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に、その他（1）については、同規則第 5 条第 1 項第 7 号の会議の公開が不適当である事件に該当すると考えられますので、それぞれ非公開としてよろしいか。

異議なし。

以上のとおりの賛成をもちまして、第 24 号議案及び他の（1）については、非公開と決定します。それでは、審議に入ります。

報告 11 「専決処分の報告について」、専第 7 号「令和 8 年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について」事務局の説明をお願いします。

(令和 8 年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について議案 2 ~ 10 ページに基づき説明を行った。)

4 ページ採択条件の第 6 条について説明をお願いします。

採択については、西播磨地区採択協議会において、4 年に 1 度審議を行っています。直近では令和 5 年度に小学校の審議を行い、令和 6 年度から変更しました。令和 6 年度に審議を行った中学校については、今年度から 6 ページのとおり採択を行っています。

令和 8 年度は 5 ページ、6 ページに掲載している内容で昨年度、一昨年度から変更はないということですか。

基本的にはそのとおりです。通常学級については、令和 8 年度についても同一の教科書を採択する方針を専決させて

	いただきました。また、特別支援学級については、児童生徒の実態に応じた見直しを行い、議案書 7 ページから 9 ページのとおり採択させていただいたものです。
教育長	他にご発言がないようですので、報告 1 1 「専決処分について」、専第 7 号「令和 8 年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について」を終わります。
事務局 委員	次に、報告 1 2 「少年非行概要について」事務局の説明をお願いします。 (少年非行概要について議案 1 1 ~ 1 3 ページに基づき説明を行った。)
教育長 委員	ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。
事務局 委員	1 2 ページ令和 5 年の犯罪少年の数値ですが、昨年と違っているようなのですが。高校生が 2 名だったと思います。
事務局 委員	正しくは高校生 2 名ですので、訂正いたします。
事務局 委員	昨年も申し上げましたが、1 3 ページの年齢別の表ですが、令和 6 年に 1 6 歳であれば令和 5 年は 1 5 歳だったということになりますので、同じ学年で見れば実際には 7 名の増ではなく、1 7 名の増という考え方の方がわかりやすいのではないかと思います。傾向としては、大学生になるほど自覚が出てきて減っていくと思いますので、その増減をわかりやすくするためにも、同じ学年の比較の方がわかりやすいと思います。
事務局 委員	兵庫県の資料を元に作成しておりますのでこのような記載方法となっています。おっしゃるように学年ごとに把握し、発達や成長に伴う増減、特に 1 5 歳や 1 6 歳になるところで増えないように授業等で伝えていくことも重要だと思います。
事務局 委員	数字に表れていないことや、犯罪だと思わずに行っている子も中にはいますので、周知を行っていただければと思います。
事務局 委員	現場の教員等が、これぐらいは分かっているだろうと思っていることでも、実際は理解がされていないこと、例えば来年 4 月から道路交通法の改正により、ながら運転が厳罰化されることなど、1 6 歳になる前に伝えていきたいと思います。
事務局 委員	説明の中に福祉犯罪という言葉があったと思いますが、どういった犯罪なのでしょうか。
事務局	少年に対し、わいせつな行為や売春を強要する、薬物を密売するなど、少年の心身に有害な影響を与え、健全な育成を

阻害する犯罪です。

その中に盗撮もあるということですか。

そのとおりです。

13ページ年齢別の令和6年の合計数が55になっていますが、他の合計は全部56となっています。正しくは56ではないでしょうか。

正しくは56ですので、訂正いたします。

他にご発言がないようですので、報告12「少年非行概要について」を終わります。

次に、第24号議案「令和7年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について」順次、事務局の説明をお願いします。

[非公開案件として第18号議案「令和7年度赤穂市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について」説明を行い、その後審議を行った。]

原案承認

次に、その他（1）「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いします。

[非公開案件として「問題行動、いじめ・不登校の状況について」議案説明を行った。]

次に、その他（2）「赤穂市立学校給食センター施設見学・試食について」事務局の説明をお願いします。

（ 赤穂市立学校給食センター施設見学・試食について、議案19～22ページに基づき説明を行った。）

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、「赤穂市立学校給食センター施設見学・試食について」を終わります。

その他、事務局から報告事項等がありますか。

（令和7年第9回教育委員会を9月26日（金）午前10時から市役所第2庁舎で開催することを報告した。）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして第8回教育委員会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

（午後2時35分閉会）